

リレー連載

障害者権利条約の最前線

第1回 人権の発展と障害者権利条約

平等＝「同じ」から、「ちがう」を土台にした平等へ



全障研副委員長 中村尚子

障害者の権利に関する条約（以下、「障害者権利条約」「権利条約」）は、2006年12月に国連総会で採択された国際条約です。「えほん 障害者権利条約」（ふじいかつのり 作、里圭 絵、2015年）のなかで、まさに誕生したばかりの「条約」が赤ちゃんとして描かれていましたが、丸13年を経た現在、権利条約は成長し、批准した国ぐににおいておおいに力を発揮しています。権利条約の内容に照らして現状を見直し変えていこうという障害者運動にも活力を与えていました。日本ではどうでしょうか。この連載では、国際的な議論にも学びつつ、日本における障害者の生活と権利の現状を改革するための課題を、権利条約の視点から検討したいと思います。

●スタートは世界人権宣言(1948年)

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とにいて平等である」（世界人権宣言第1条）二度にわたる世界大戦を経て、1948年、「人権の無視及び軽侮」が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらしたこと反省し、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」（同

●権利保障に求められる多様性

ところで、人権条約の発展のなかで、不平等な扱いを受けている人びとの人権を回復するために、特別な措置をとることが承認されました。「積極的差別是正措置」と呼ばれます。たとえば男女の雇用均等のために女性の雇用を増やすといった特別扱いは差別ではないという確認です。日本ではゆがめられている実態が明らかになりましたが、障害者の雇用制度は本来、平等に近づくための仕組みです。

障害者の平等を実現するためには、こうした特別扱いだけでなく、さらに個々の障害に応じた特別な手立てが求められます。たとえば「聴覚障害がある」という状態は同じであっても、コミュニケーションの方法が一人ひとり異なることがあります。

ここで登場するのが「合理的配慮」です。権利条約は第5条で、障害者の平等を促進し差別を撤廃するために合理的配慮が提供されるよう措置をとることを、締約国に求めていました。異なる対応によって平等をめざすわけです。

おもな国際人権条約の発展過程（名称は外務省による）

1948年	世界人権宣言
1959年	児童の権利に関する宣言
1963年	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国連宣言
1965年	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 (人種差別撤廃条約)
1966年	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (A規約・社会権規約) 市民的及び政治的権利に関する国際規約 (B規約・自由権規約)
1967年	女子に対する差別の撤廃に関する宣言
1975年	障害者の権利に関する宣言
1979年	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (女子差別撤廃条約)
1989年	児童の権利に関する条約
2006年	障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）



▲国連での審議の様子。国連HPより

もう一度、世界人権宣言に目を向けましょう。第2条は、人種や肌の色、性、社会的出身などによる差別を禁止します。宣言から72年。文言は変わっていませんが、21世紀は人間の多様性に目を向けた平等の実現をめざす時代に入ったといえましょう。そうした人権の発展とともにあるのが障害者権利条約なのです。

（なかむら たかこ）

宣言前文）として、世界人権宣言が国連で採択されました。宣言は、第2条に差別の禁止を置き、以降30条まで、集会・結社や表現の自由、社会保障や教育を受ける権利など、第1条を実現するための基本的な人権を明確に定めています。まさに世界水準の人権の原点です。

●「すべての人」というけれど

宣言の条項はすべて、「すべて人は」で始まります。しかし、「すべての人」の上に自由と平等を実現することは簡単なことではありません。ある集団に属する人びとの自由が侵害されている事実や不平等への異議の声が大きくなっています。人種差別、男女間の不平等などを思起こしてください。それは正に社会が動くためには、議論はもちろんのこと、目に見える形での社会的なたたかいを経なければならなかつたことは、歴史が証明しています。

年表に世界人権宣言以降の国際人権条約のおもな流れを記しました。人権を宣言するだけでなく条約にして国家間で守らなければならぬ約束にすること、「すべての人」の人権を保障するために、人種や性など焦点化しなければならない課題だけでは十分でないことが理解できます。